

【誓約・同意事項】 ※該当する給付金を確認し、口にチェック(レ)してください。

赤磐市低所得世帯に対する支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件(※)に該当します。

↑
どちらかに
☑
↓

※ 赤磐市低所得世帯に対する支援給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
- イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

赤磐市低所得世帯に対する支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給要件(※)に該当します。

※ 赤磐市低所得世帯に対する支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯。
- イ 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。(口にチェック(レ)してください。)

- ① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ② 既に赤磐市低所得世帯に対する支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。(出生などによる新規申請分を除く)
- ③ 赤磐市低所得世帯に対する支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、赤磐市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、赤磐市において支給決定をした後は、赤磐市低所得世帯に対する支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 赤磐市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、赤磐市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、赤磐市低所得世帯に対する支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 赤磐市低所得世帯に対する支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 令和5年度赤磐市低所得世帯に対する支援給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)
※ 令和5年度赤磐市低所得世帯に対する支援給付金をすでに支給されている場合は、確認書類を省略できる場合があります。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名